

二 労働短縮 自他労働者との内回り、早働未短縮好問等、

あり

三 要知事決又回名 (三月七日要知事提出十回名)

一 退職手当制度ノ件 (保局)

均三平以上五ヶ年未満の二年に付二十四人五分

均五ヶ年以上十ヶ年未満の三年に付三十二人五分

均十ヶ年以上二十ヶ年未満の四年に付十八人五分

六 事故休業ノ場合は下流福引件 (大部拒絶)

三 飲料水砂透件 (拒絶)

四 最低賃銀決定 但し世帯主の工一円八角半身石一四五十八

五 健康保険若低補償額件 (拒絶)

六 職員給与確立件 (拒絶)

七 鶴見貸金社負担件 (拒絶)

八 入坑手當戻金件 (拒絶)

礦夫一入坑ニ付シテニヤク

後山を柱夫一入坑ニ付シテ十五ヤク

其他ノ者ニ付シテ十ヤク

九 入坑ノ方別ト云カ又ハ廃止スルカ若ハ係定ニ於テ審判スル

否ト決定スル (拒絶)

十 八時間労働制度確立 (拒絶)

十一 業務上負傷ノ場合は健康保険医ノ任意選定スル (拒絶)

十二 医師ノ診察時間ノ制度通フニ且拒切セシムル事 (拒絶)

十三 薪ノ購買會之ヲ取消スル事 (承認)

十四 枕炭増額件 (拒絶)

十五 社宅外居住者炭月二回ノ社宅内居住者同様ニセシムル

若シ不能ナルハ研査部ノ指示炭増額ヲ移世ス (拒絶)